



官
剝
孝
義
錄

卷
十
五

陸
奧
四

1596
15



門 9
1596
巻 15



孝義録卷之十五

陸奥國四

孝行者孫玄清

孫玄清ハ仙臺の城下南町のものなり母ハ二十日お
年若くし父ハ世のいほせしとて十一年若くして
おきり父乃世のいほせしとて愛敬のまことと
ついでして脚もふれおる容とて父乃隠家と
さうとむ教との別はつらふ七八回とてのも満
を杖とらり兼履とて一日の夜とていふるま
往來の送りししとてかたと事貴人を教ぬる事

らよと申放ふともありとていとも明夕乃食を
つらよと免相味いもらり父の好めつ物を撰
又いその時いふといてそまへ者乃食事れいあ
よも好めつ物をいふとて心と教め祀外もまつ
授まといあくの物授してその礼つとあら父
のまへの礼といふそのふよとて次の回も還
いふとて父の熱く睡るといふといて後よ申せり父
の糸よ出る事あまのいふとて送るその物とあら
てい涼衣よ及ぶといふといふとて不用ありて外
にあらといふ公私とていふとて父よそのいふとて盡す

より書状まらるといふ父の旨といふけく言ふ或と
人乃食後よいふとてこれら席よあまの事又相違の
思やといふもいふとて禮といふをそれ礼然るとい
れい親といふとて友をいふとて禮の熱まといふ父の事
以修へ重る禮二十英文孫ま清よあまといふとて伊豫の
宮居いふとていふとて料いふとていふとて父といふとて
後任轉よ福といふとて相樂といふとて料といふとて
一様といふとていふの用といふとてこれ父の志といふと
いふといふとていふとて父といふとていふとていふと
いふといふとていふとていふとていふとていふとて

小麻七に母の申すにせむ抱と投しめ病よと
 不よの細と竹とくく入て志すしとくみ病と
 ぞしてその例よあらしめとあしく病よある日に
 の父の親しと友を母の子とて誇り樂あひむ九年
 病よく死せし母く教十年の母孝義のころり
 ころり母の母の久々病つみ小麻七もあつた父の母
 のをさうらひく祖父の孝義をたると父母よつ
 して孝なりとくく病をむくのら中風とや乾那
 らよのせぬを小麻七と書とくとも抱とくしとけ
 てらし事あり葉の末く中風と治らとく

つ子に用る相度おとくその本とくその公私乃
 中よ亦よ出る時と母そのりしとつを病とく又それ
 ありとくうぬ父のあもくうしけれは病くねひ
 て宅地をめぐり食も人のよとくは病婦とつ
 ころされと病とくしとくめしとくあひ七十年のころ
 せぬ母の多病ありて父より先よらせしとく世り
 ありし時雷と疾とれ地震とくそのひのいそのお
 りしく例よありて母乃を安うしむ病乃中に
 一廻り荒湯よ治せしは病とつとけしこと
 け成は抱とくおひまの仙臺とくあつし時とも

不随ひゆきて病乃ちまある時之林社佛寺のこ
 ちまゝとせされゆるも物澄りししてさうらんに
 ありて事ありのこ久き病に病七父子とも小孝
 乃道とせせらるのこありしとつしむのゆふおいて
 はんをそく殺十年れ男に戸の運送とて事あ司
 事ありしに病なりのも私さく自ら土庫を
 ありて事あつと長屋をつつて米の出入を改じし不
 とり那村の役人乃助とせせしつらひ時より領主も費
 たりたりと久き病死して後二郎七とて殺しあり
 しか父の志とらえ継て長屋の破くろとつらひに

つく米穀を買いとるよもこの利をひさかり事あるを
 きいを乃つらつりある事とてありて運送乃殺も
 多くありしよそのその家居も又廣くささるし
 領主乃先祖遊獵するよ出の時その家よりとら
 事ありしとそのやとせらる所破進領主後作り
 ありしとむら事ありしと君のとりけらるあれか
 取ふ進いしとそのつらと材木をかこさるに用ひさ
 ありしとかん村人妻の貢よ清進の父子ともに貸した
 けく少も利とらる事ありて秋よとらるく僕い
 見とらめく費しと者よいぬる事をも約しにら

と相成ひあへりてそをけ申村といへり其の地ありて
 ころよ稲田といへり其の事多し一石の村ありてそ
 百と軒ありといへり其の衣食よたまる者ありて千餘
 人よ過と申すも産業つとてそとてその離敷も
 といへりといへり其の地乃はより其保七奉にそよ其地を
 其保七といへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 二人ありてありて又此村の中に用水のありあり
 ありて早れ時ハ昔といへり其保七といへり其地を
 其保七といへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 水のを解といへり其の地乃はより其保七といへり其地を

是公私ともに其利を給へり村の仲ありて作事あ
 れハ農業乃眼とてそそそそそそそそそそそそそそそそ
 ともくといへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 悦へりこの地より一石の地ありて其保七といへり其地を
 領より王臣よ命して難を極とせしめよ其保七
 一人の力をいへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 林といへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 其保七といへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 其保七といへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 其保七といへり其の地乃はより其保七といへり其地を
 其保七といへり其の地乃はより其保七といへり其地を

の民百四十八人組限十六人その外の者とりくく
乃若初と傳へぬのいひて領主より是を賞し
て同十二月に持高乃より四十九石七斗一升九匁長
くその貢をせりし事

忠義者勤助

勤助ハ粟原郡高清水のもれより元禄七年より仙
臺の條下國分町松種屋佐左衛門もより十年乃季
とさしめくつへしこれ其公のまめやうなるを賞
しし年季よりけり時分代金とあらしめその
後佐左衛門の家崩壊へしとて室永元奉回し

城下大町ある若田屋とらるものいふよりいふとあはれ
金とせしむるもいふ主人のいふとそはと授けし
佐左衛門同四年乃季は夫よりいひて家財を盡して
のとりよりいふしし佐左衛門夫婦よりいふ長子
乃佐左衛門といふものいひて病死せしむる次男
佐左衛門といふものいひて父の時よりれ
借財よりいふしし勤助今いふ主人の
をいふ佐左衛門といふものにありし七年よりいふ事
しし勤助といふものいふ事よりいふと授けんと
て同町よりいふ事よりいふ事よりいふ事よりいふ事

此く其身のと年をわたりてつらんか程も候と事
 ら賣らむとて金十兩かゝらる事と好むと身
 の歳年もつらんところの程に希き事もその志と感
 してかゝあつていふ事候と事程に強り程おしくに
 獲美しとせしむせし金とさくその身乃用よひまは
 たりそのさく故にゆりて親しき友とあつた頼母
 子様といふ様と結ひ又も金十兩と好む候と事程に
 かくも世のさくたつとを求めさせしおもらうり借
 成多しとて高乃利もさくしつら高助よりその
 宅地とも賣らるる目町ある小西屋といへる店乃

書金とつらふ腐とつらして世にゆく事その事
 又高しとせしむせし金とさくその身乃用よひまは
 たりそのさく故にゆりて親しき友とあつた頼母
 子様といふ様と結ひ又も金十兩と好む候と事程に
 かくも世のさくたつとを求めさせしおもらうり借
 成多しとて高乃利もさくしつら高助よりその
 宅地とも賣らるる目町ある小西屋といへる店乃

仕へしものおきいり代金ふぬい僕も事とせむ
 せし其後伏見を四序云流とりよ志よつて順
 あらふといひしこのいふいと志をた後と事とせむ
 可らる事一日にともよ志る事なり今の主人より
 給金とゆふ事い故によあけりまをらふといて
 任之所とたよ志そのおれともも紙をと給り
 その任之所が長腐らりて時水えしくあめあ
 らむとてとらすいあけり任之所におあけりとい
 男余もあめとらと朝夕又い故といとも水とて
 ともいし事と事と事とありとい今乃主人も

是と感してとらひけ方の用事ありともそら
 事とらあけりといひしこといしこと主人も
 お用とて事とけあけりといふこといしこと
 と序故にゆくこと後休日あとの順よその妻乃
 墓治して度ららるいあけりそのけ二人の志
 美領よりいしこと事保十一事八月二人いひ
 く金とこととあけり

忠義者志助

志助ハ磐井取東山門勝村の百姓孫助ハ謹代の下
 人あり主人孫助家費しして田宅ともい美拂

いそののちの石子地といふ所よ小敷つりて任せれ
 ば孫助二十歳乃時目村乃民孫七よ仕へ正徳六年由
 てついでそをよし一才をあのあひて後い一年りより
 乃年としてそれ給金をゆる主人父子は甚だぬ
 享保二年のま今の主人孫七の長をとりもとの
 主人乃妻子らもふじくよと申せ清を清といへる紙
 漉のものよ孫助をよといへるめくその業と校をけ
 り是は孫助のふかきつとせらふより孫七の家のつりふ
 らものよおきりあく勤くは孫助をよといへるめく
 ついでいふよと申せつとこれ主人の家族もの

まひいさへとそとこころ孫助より新助のゆい
 けありりよと孫助の耕作乃西よ付ひゆき言
 ふあひのりよ一軍田年ふしてやうく年十一よ
 ありりよこのあくれ使かと承りて孫七よりも本綿
 かとあひいさの孫助いりよもしてそのの給金
 をたぐひ孫助り賣と直く田畑とも清遊し孫ひ
 百姓の教よいりよめんよのふとふれはあくよりも
 忠子に忠い孫七もよとめとこえり父乃時より
 仕へる家よ忠い病牙乃孫助をよ放ちりりか
 つい二親の墓も孫助りもよと持言の地よあきい言

くに初て、墓詣もあつてもとけ村よ生れく
 ものかせ、世村の中と離れよともあまの一人を助ん
 の不仕事ありとて、うけひつと孫助、父母病を死
 せし時、その費とすけ石碑とて、寺傍よ布
 施すとひその或、孫助ともふ、窮乏に、行来
 あせ、孫助、病の身あて、重き病を負ふ、若く
 めつとて、く己、背おし、窮乏とて、重孫助、のまき、あ
 とす、すけ、己、の、まき、あ、て、重、孫助、の、まき、あ
 とす、すけ、己、の、まき、あ、て、重、孫助、の、まき、あ
 とす、すけ、己、の、まき、あ、て、重、孫助、の、まき、あ

て孫助よあて、己、の、まき、あ、て、重、孫助、の、まき、あ
 も、教、ひ、く、実、義、あ、る、事、く、れ、お、け、世、の、ま、保、十、一
 年、二、月、願、ま、う、り、孫助、の、田、畑、二、千、石、を、あ、て、く、孫
 助、の、田、畑、を、二、千、石、を、あ、て、く、孫助、の、田、畑、を、二、千、石、を、あ、て、く

孝行者平左甚

平左甚、の、宮、城、郡、國、分、上、谷、村、吉、内、村、野、村、と、て、く
 之、村、の、肝、煎、役、あり、父、と、久、玄、湯、と、り、よ、老、て、後、その
 妻、と、とも、の、中、風、を、病、み、死、居、も、寸、の、と、年、と、へ、
 平左甚、の、力、を、つ、く、り、看、病、し、自、ら、父、母、の、床、を
 お、う、け、食、を、加、へ、その、い、ぬ、を、と、祈、り、ふ、く、報、こ、す、よ

妹は子よ女の例よありて胡夕乃食物との好まよ
 中あせさる事なりく去病乃事なきは日暮子母一
 あやうくと志らく産を移し又ハ物つとせむと
 後世よ目とありを居して世とありくをさる時食
 事さる事とありて暖めきり年比のもありくは
 外も母とありて母のこつをさるるに思ひと
 二十ちくちくありとありく祖父久玄清乃
 時よりして世と事乃とありて今れ久玄清と妹よ
 年正月領まより寝美して今れ久玄清と妹よ
 金あつて母事志まあり

忠義者傳

傳は伊具郡大森村の百姓十玄清の事なり初く
 しては家より一十玄清の持高子と名あり
 の地もらうりの瘠云より田畑の物ともよ熟せしあ
 室永七奉の公納よあやうと傳をさるる時とけ
 ち穀物を賣してああありの金銭的これと傳は
 正徳と年十玄清の家こそりて病よ母一よと妹と
 夫いよく貧苦とを移りよ十玄清腰痛の病に
 て農業もさるる又も公納よ滞りてと傳は
 且の人吏よとてその金とゆる主人とあり

支母とを母とも養ふといひし母といふは疋養の
 ものらうて干支養病乃才あうも高のありぬ
 之れ丸森町乃加友魚のつらとせ老母と養ふ
 親族より扶助せしめ養病のつらとせありて田畑
 乃事とつらとせ年貢納役かたし老母と養ふ
 といひけふいふつらとせ給合ふと主人といふと養ふに
 もやういふわうと細く小養といふとせしつらとせ
 言の如くつらとせ百姓の家もつらとせ家内乃ものを
 養ふといふつらとせ二年領主より合ふといふと
 の忠と養ふといふつらとせ

兄弟睦者 茲年次

茲年次の粟系郡と道石越村の百姓八つ助の叔父を
 里に居る八つ助とて二人の兄弟ありけり八つ助は
 けり八つ助年次をて人よつらとせめその後乃法
 して八つ助の家よりつらとせ小近隣乃もれ茲年次に
 つらとせめつらとせ養ふといひて合養つらとせそのつらと
 親とつらとせもつらとせつらとせつらとせ茲年次我もつらと
 つらとせと兄の家よりつらとせ病乃つらとせつらとせつらと
 の家つらとせつらとせ事つらとせつらとせつらとせつらと
 つらとせつらとせ耕作をてつらとせつらとせつらとせつらと
 つらとせつらとせつらとせつらとせつらとせつらとせつらと

敵の後見して世にいらんもめやとらうるをれ
 こしてハハ助の敵とてとまん事とのとてい
 りも出やうはハハ助の敵とてとまん事とのとてい
 事あまのゆのこねうとてハハ助の敵とてとまん
 らぬやうよ出とてせうのく見とハハ助とてとまん
 是の事保十二年六月頃より獲美して金
 とらせしとていん

孝行者と熱右衛門

熱右衛門の粟系郡との迫込色村の百姓あり生れ
 つて篤實ありて父母の心よしのとてとまん

ちる事いひいんもつてとまん
 父の年若く目志を耳うとてとまん
 てのとありしとてとまん
 もあひ枝けく妻子のよとてとまん
 飯食の定めもあことそのおとくよ付あひして
 よめあはるものをはけしめそれ身乃勞といひとまん
 とてとまん
 と同の親族のもれよあはるかといひとまん
 のハ指とてとまん
 よとせら病もたうく失ありとてとまん

志服の中にもつゝとるの父の死の時親族は
 一に隣里のものをうつらひて葬送乃事とせら
 ねにふ熱右衛門むらふ指まつらんこ末を用
 意しける人のいふと同よふ熱右衛門けきて
 それ付よ陳えて俄よ息を絶へてて故よあつた
 しめまうそのといひり母よつふら事もあつた父
 よ異あつたと母六年八十あつて健よつ子よ病を
 積と布と織して子孫の助とて或は賣て糸綿よ
 こふもつうもつう事あつたふ熱右衛門よりそ
 是社の價と給にふ熱右衛門もつうり妻をよと

皇しつゝ孝の老日の暮の事つゝふあつた年
 老てつゝ勞しあ事あつたあつたにあつた
 年よりたつたつゝ空く光陰を送るつゝ事つゝ
 自業乃あつたつゝつゝせんつゝつゝつゝ
 右衛門朝夕の食にふを用ぬれと設け食を加
 へそれととして安らつゝつゝふ熱右衛門年老て
 も父母の暮の事つゝつゝつゝつゝの業に
 呉に産むの表と織り領主よつゝつゝつゝの價と給
 今の子孫がとつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
 世よいゆせらつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

享保十一年妻子と多しし孫助もふふありつゝあふ
 孫助と父とのこと孝養忘る事あり孫助六の年
 この中風とせし言體のよりさく新奥人のまゝに
 らぬを猶夕ふんとつゝ世りける業ふ深物を与せ
 しのつゝい其業志けと時も孝父の外ふ出さる
 とつゝい其業とすもともあひ出るの孝父病に
 てま中といふも行つてよは是をと取志く衣服を
 とめりける時いささく熱とるゝその月の夜と
 こつゝせり起しゝ大とつゝあつゝめ衣裳を
 もよろく乾さゝる時とせりその夜の暑と志の

こを深とらるゝもあつゝれとらゝ福のいさゝ後
 のつゝ時といふいあむ事もあり風呂といふ事
 好くこつゝ吉川町といふ所ら風呂湯に付くふらもか
 ひゆと町のららよめく好むる物を飲食せとせ志り
 やとららつゝい其分の所用とつゝいさゝく保
 ひとそつゝいづるそのつゝいれ町とつゝいさゝく保
 事あり孫の通とつゝいれ居居とつゝい時と父母
 ふゆあつゝいせその年月は門田の稲の穂とつゝい
 こつゝいあつゝい道の里のおとらつゝい又六回村よ
 嫁り居る孫助と娘とつゝい父母とつゝい酒肴

と推乃ハ江洲といふ所の葉れふよあともあつてその
 一箇一めそあつては娘乃やうとといふあつてといふ
 よ乃のふとよとあつてもあらん用水の場ありしと
 孫七女とあつて裸よありて父母そのおのもたせむ
 ねの娘くあつてまう父ハ酒をこのおの孫ハ孫七の
 妻醜とつていふとあつて家多て多つてもつ
 る事おけむいふ人のふよもいふとあつてあつていふと
 めの父よのいふとあつて母とつて酒とあつていふ
 いると隣ふといふとあつて事あつてそのあつていふ
 さんとつてわつて酒とあつて母のつての使と孫く

酒乃のせつあつてものをあつてあつてもあつていふと
 母よ物とあつていふものよといふとあつてもあつていふと
 せつと事あつていふとあつていふとあつていふと
 事妻よとあつていふとあつていふとあつていふと
 けり家内の事けりけり孫七よあつていふとあつていふと
 そりよこのあつていふとあつていふとあつていふと
 番よいふとあつていふとあつていふとあつていふと
 増くといふとあつていふとあつていふとあつていふと
 る後いふとあつていふとあつていふとあつていふと
 獲とあつていふとあつていふとあつていふとあつていふと

長き清の京保十四年に病く死し姑一人のいよく
 孝をなせしむるにこれをもみ奉るより申風の病
 よし言諾もりしうりうりも叶いぬとさあく
 薬用をつくり一年をこわし愈しかそのうち又
 おくし一朝夕乃飲食茶煙葉の類よりさあく
 なく清の妻例よりありておきとすく姑より
 けり桃梨の類を好みて益補乃肉も多し桂
 とさしをれとこのあはれ花さうのいいつも下
 よ筵しとて姑を肩よりけりけり茶煙葉
 と推すへのあはれ免杖にいつりて菓とのらけり

例のうらみもゆきて快く樂しあはれ病つ
 のこと一朝夕よよはれおちとすくを奉る
 あり戸をよほしつとていよく冷てさし
 じらく湯をいそいで洗ひ履をさくもささ
 りて清の志もく湯のあはれぬれぬれ
 よいふ第壹巻のうらみの巨艦して志のせ又暑
 さい時の夜更らもよ側よりありて履を涼しく
 じらく清の娘十六歳よりあはれ病癒めりかく
 おりしこのあはれこれをつくりておけり
 ら姑乃孝のいよのこをいせり姑もさうり

よふり為されうの物よ落るるよの徳のりく
として所く養つさけ進ハ大小二十六あるく一病お
ひしつるよの男れ身つるく徳いつらへまけ
さうりぬのれ徳ハ増田町乃方あるく男女六人養負せ
中よひつるよおいて死しるもありしと云ふ
一の妻ありてゆる働せぬハ三身去流ハ命ハとてに
危るへと女の身よ稀ある事せしも今く孝人乃
切るるようれひとて同さ九月領まうり金を
あへへくかの妻と養へしと

孝行者若之丞

若之丞ハ仙臺の城下新傳馬町乃く教よとて
其齋あさあふものなりもとうり持高もあつしや
しと者お進と八九歳のゆり徳の小兒と回し
うらと二親よ孝ある事しこれ何れも人も人なり
徳ある孫味あつしその身ハとて父母のまよとめ
その家らにめく養へりし一の事保十八年のゆ
らり父ハ右患の中風とてうまひやと使くるりたつて
いせしつり此業とも助くる夜ありそれと病當りく
初さるよへのり鏡屋齋つらのあつらも折くそのお
とつらる事もあると母も老ひつとて氣をいら

ぬがしむるもよき事なれども一にぬがしむるも父
 のまじき事なり或は是れを抱いてはとてはるるも
 ぬがしむるもよき事なり食とすじらぬも
 中風の事あるに池流きく椀の中につくは其著と
 椀のくこのれるもれらうらうらうくいさうも
 父の食なりとぬがしむる事と孫の歯よりぬも乃ち
 ぬがしむるもよき事なり父母のいさ
 痛もあらぬ事なり要らせん事なりとてぬ
 ぐすめぬ事なり中といひ且父母のいさぬ
 ももあらぬ事なり只此の事なり孝義せん

仁義一とてつものよき事なりぬがしむるも
 こゝろの寛保三年三月多く命とありてその
 孝と賞せりとあり

忠義者仁義

仁義ハ修具那丸森村の百姓次左衛門の右子左八
 の孫六の信代の下人なり孫六の父義平次り
 二十二年とてころりる勤しむる事保六年四月
 順をせしむる事家のうらけ小家よすぬせり仁義
 平次よつて一は休日よはらうら田畑を信代
 令もすしむる事とて主人の順なり一は己

半平、氣仙郡長郡村の百姓久月、子ありて長くや
 高七斗田、米りゆのをもてり、父は六十歳、母あり母
 と妹、初は母あり、母と妹は、近江国志保と云
 可、その男も二歳のはあ、あつてあは、やと左右
 の指形、ゆく、米履、さう、米、さぬ、不、自、由、の、男、な
 事とも、父母より、つく、福、ん、ら、あ、り、こ、家、費、け、け、
 六十二歳のは、り、あ、事、と、定、め、こ、金、言、あ、こ、分、と、り
 里、う、け、目、村、の、利、左、衛、門、も、ら、よ、事、と、せ、り、こ、男、う、け
 せ、後、二、三、歳、の、り、又、目、村、乃、甚、云、清、家、の、二、百、二、百
 とも、の、こ、ら、あ、れ、も、男、性、り、て、二、十、七、歳、の、り

七歳と定め、不吉、郡、唐、桑、村、の、利、左、衛、門、も、ら、り、り、金、言
 あ、と、あり、て、り、と、あ、り、か、又、男、性、せ、り、也、こ、事、あ、り、こ、事、
 せ、と、い、つ、つ、も、男、の、労、と、厭、り、と、つ、あ、り、あ、り、主人、も
 り、と、さ、う、さ、う、さ、う、田、畑、の、う、ら、と、さ、う、さ、う、も、半、平、の、私、の、も
 の、よ、う、さ、う、さ、う、い、け、り、の、帳、あ、り、と、よ、大、麦、小、豆、の、穀、を
 つ、り、その、主人、も、ら、り、り、て、休、暇、も、も、ゆ、り、せ、り、に
 乃、私、田、を、転、る、事、も、ら、り、け、き、い、ら、り、も、あ、り、り、
 それ、と、主人、の、さ、け、さ、う、か、へ、り、と、並、こ、事、ら、れ、利、左、
 とい、と、と、交、り、も、に、男、性、り、て、い、さ、う、も、父、り、り、僕
 ひ、を、出、さ、う、い、む、る、事、お、り、事、の、う、ら、い、主人、より、反

多き本錦二股とむらひしか幸く父母乃料よめて
 それ又いつのれとと若きり 甚くいふはと家に
 踊りて父母の訛居とらふ事 有り 父酒を好む
 されは日用をとりて後取らふ繩をいふはのいもと
 ころとあり或は海邊より飽るまこれ類と有りこれ
 とらふもくそ此價とと幸に二十よあありていふも
 せし家よとり父母とらあひ妹身といつしと
 秋は取らふ田畑へ鹿をひよあらふらふとこの取も
 といつしとらふとと高きとたつしとらふとらふと
 父の酒乃むらと出る自はそ乃價とあつても一海に

生それかといひはやくも休もせしとあり孫
 ありといふは父の怒よあへて逃とあふ走り新く
 酒者といふは我よあつとといひく父の怒とらふ
 めぬ寛保二年の冬父氣仙沼乃市へ酒といふと
 してつるといふは乃高の中よ酔ふといふは
 酒といふもといふは是も動らふとあつたを
 て歩舞といふは其の着らふ物若くといふは世裸身
 よ父をねひて二里あつりの険といふ谷及といふと
 踊りといふあつりの生といふは近里の者といふは
 ひういよあつらふあひよそれいふ志のひう子といふは

家へまゐりておぼへては本年のもちとせりかゝりぬ
 い月におのれぬもふらふせぬと父よりおぼへては
 甚しく寺来りしも背あひておぼへぬもとて口上
 あせりしをいふ妻もおぼへてしよと親類もよ
 めけしとも父母のふよふいふらふらふに
 うららしとやとけしるしといふおぼへも十二
 父のこゝろふ金をもふ分りては目村入利左衛門もふ
 なるせしと本年うららしといふくは父より
 おくくして家事とておぼへしる妹も是と
 といひせしと親よりうららしといふは延享元年七月

領主より金とあてて賞し

孝行者か

かく推生助寺河町乃換新肝煎夜新菰娘なり
 新菰ハ男子多て娘一人ありしか方志書といふもの
 と聲書子といふの娘よめありせしは方志書といふ妻
 やらゆへ十六歳の頃家乃ららのものと前の屋より
 り目さ町乃と部より次男小孫田部といふは酒
 胆のうへ父新菰へとたりしとて孝行とあまし
 この妻より一丈つけ居るへといふは父より
 一紙を家よりいふは方志書といふもの及び

る跡は所よりうろろり襟どり引係りされん親
族彌々清るもの老より眼指ともこころい
りて女乃身のおももろくもたうてか
らこころいりて願主より食あこころい
八月の事あり

孝行者久々

久々此の右取那北方高柳村乃百姓と右取乃身か
り父の久々清とく年久く病氣とり建て母の
血乃還よりく婦よりありふ農家とくく
いよ二十歳ありせんこころい久々清の妻

乃身六六歳と妻よりして家を譲りてこれ久々
妻ゆと久々此とハ別家よりありて六六歳
飲食を修りて事養ひするもろり農事
かそれとけ父母乃養ひとハ初これと久々此より
せしるを意り形く孝養し
りとつて久々父十年とありありて病し
ハもろり血痛なりふ此の別とるけ
らくるり久々此へも筋あり事
らとつて久々此より母抱し
治しとつて久々此と村中ハ結身
賀乃社

しくあまの後の業祿んはよとらひおほひ子乃
 別るるあまの念佛して母の後世にそとのけり
 か乃母病つきてよりとて十七年乃母病を
 こころあまの作人もまのわらりるり一幸
 延享二年十月領主ふとてとて入金をあま
 へて貴せり

孝義録卷之十五

